

## 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和 5(2023)年 9 月 30 日で満了を迎えることに伴い、次期委員を次の通り募集します。

### 農業委員

#### 1 募集人数 (6 人)

- |                               |                    |
|-------------------------------|--------------------|
| ・会長 1 人                       | ・会 長 : ¥33,000-/月額 |
| ・会長代理 1 人(法的な管理や助言も行う立場となります) | ・会長代理: ¥29,000-/月額 |
| ・委員 4 人                       | ・委 員 : ¥28,000-/月額 |

※ 会長及び会長代理は、最初の農業委員会総会において、新たに任命された農業委員の中から選ぶことになります。

#### 2 任期

令和 5(2023)年 10 月 1 日から令和 8(2026)年 9 月 30 日まで(3 年間)

#### 3 資格等

- ① 座間味村に住所を有することを基本としつつ、村税等の滞納が無く、耕作放棄農地を有せず、座間味村ちゅら島条例を遵守できる者
- ② 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌する業務を適切に行うことができる者

#### 4 主な業務

- (1) 農地法に基づく農地の売買・賃借等の許可、農地転用の許可
  - (2) 農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化を推進するための現場活動を行う。
  - (3) 各種会議、研修会への出席、月 1 回の農業委員会の出席
  - (4) 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供
- ※必須事務 ①担い手の農地等の利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消  
③営農者の新規参入の促進 ④活動日誌の提出
- (5) その他委員会が必要と認める活動等

#### 5 選任方法

推薦を受けた者及び応募した者について、座間味村農業委員会候補者評価委員会の評価を受け、村議会の同意を得た上で、村長が任命する。

## 農地利用最適化推進委員

### 1 募集人数

2人 (座間味島 1人 阿嘉・慶留間島より 1人)

報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。

・¥28,000-/月額

### 2 任期

農業委員会が委嘱した日から令和 8(2026)年 9 月 30 日まで(3 年間)

### 3 資格等

①座間味村に住所を有することを基本としつつ、村税等の滞納が無く、耕作放棄農地を有せず、座間味村ちゅら島条例を遵守できる者

②農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### 4 主な業務

(1) 農業委員と連携し、担当区域内の農地利用の最適化を推進するための現場活動を行う。

(2) 各種会議、研修会への出席、月 1 回の農業委員会の出席

(3) 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供

### 5 選任方法

推薦を受けた者及び応募した者について、農業委員会が決定・委嘱する。

## 農業委員・農地利用最適化推進委員(共通事項)

### 1 推薦・応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、村役場内 農業委員会事務局(阿嘉・慶留間島にお住まいの方は、阿嘉出張所)に持参または郵送により提出してください。

※様式は、村役場産業振興課窓口(阿嘉・慶留間島にお住まいの方は阿嘉出張所)にて配布または村公式ホームページよりダウンロードできます。

### 2 受付期間

令和5年8月14日(月曜日)から令和5年8月25日(金曜日)午後5時まで(必着)

(※土日、祝祭日を除く村役場、阿嘉慶留間出張所開庁日の午前8時30分～正午まで、及び午後1時から午後5時15分まで。提出方法に関わらず、期限内必着とします。)

### 3 情報の公表

法令の規定により、推進を受けた者・応募した者等に関する事項について、受付期間の中間及び終了後に、座間味村公式ホームページ等において公表します。

※公表事項:氏名、職業、年齢、性別、農業委員・農地利用最適化推進委員に係る経歴及び農業経営の状況など

### 4 委員になることができない者

- (1)座間味村に住所がない者、本村に対する支払いに滞納等がある者
- (2)耕作放棄農地を有し、座間味村ちゅら島条例を遵守できない者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員、反社会的勢力、又はこれらと密接な関係を有する者。

〒901-3496 座間味村字座間味 109 番地

座間味村役場 産業振興課内 農業委員会事務局

TEL 098-987-2312 fax098-987-2004

メールアドレス: [nourin@vill.zamami.lg.jp](mailto:nourin@vill.zamami.lg.jp)

担当: 金城